

外国小切手買取/取立の取扱期間に関するご案内

お客さま各位

平素はS M B C信託銀行をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

当行で受付する外国小切手の取扱期間について、ご案内いたします。

お持ちの外国小切手の有効期限ならびに振出日をご確認のうえ、余裕をもってお手続きいただきますよう、お願いいたします。

<当行における取扱期間>

小切手有効期限		当行の取扱可能期間
①	記載あり（6ヶ月以内）	券面の有効期限の15暦日前まで
②	記載あり（6ヶ月超）	振出日から6ヶ月後の応当日を「みなし有効期限」とし、 その「みなし有効期限」の15暦日前まで
	記載なし	

(*）詳細は別紙をご参照ください。

当行における取扱期間外の外国小切手をお持ちの場合は、小切手の発行元へご連絡のうえ、電信送金や小切手の再振出をご依頼ください。

その他の要件など、ご不明な点がございましたら当行各支店・営業部までお問い合わせください。

今後とも、S M B C信託銀行に変わらぬご愛顧を賜りますようお願いいたします。

株式会社S M B C信託銀行

(別紙)

小切手振出日	みなし有効期限
1月15日	7月15日
3月31日	9月30日 [※]

6ヶ月後

※同日がない場合は月末まで。

券面の有効期限が振出日から6ヶ月を超える場合や券面に有効期限の記載がない場合でも、以下の取扱となります。

月	火	水	木	金	土	日
	当行 取扱期間 最終日	14暦日前	13暦日前	12暦日前	11暦日前	10暦日前
9暦日前	8暦日前	7暦日前	6暦日前	5暦日前	4暦日前	3暦日前
2暦日前	1暦日前	(みなし) 有効期限 当日	みなし有効期限（券面の有効期限）をご確認のうえ 当行取扱期間内にお手続きいただきますよう、お願いいたします。			